

加盟チーム代表者各位

西神戸須磨軟式少年少女野球連盟 KSBL

部員の加盟チーム間の移籍(転部)についての取り決め

標記についてはすでに、周知の事とは思いますが、度々同じ問題が発生しており、ついでには周知徹底を図るため、下記のとおり連盟としての取り決めを、各チーム代表者、指導者全員に周知徹底を願いたい。

記

西神戸須磨軟式少年少女野球連盟に登録の経緯のある部員が同一リーグの他のチームに移籍(転部)しようとした場合には次の手続き(手順)をすること。

1、部員が転校した場合

- 1) 無条件で転部出来る。(当該チームで抹消・追加をすること)
- 2) 転校しても元のチームで登録を継続する場合も無条件とする。(学校名を修正すること)

上記の2項は連盟執行部事務局へ届ける事

2、登録実績の無い部員の入部

- 1) 連盟に登録実績の無い者の入部は、出来るだけ地域チームに入部が望ましいが、本人の意向を考慮しながら該当チーム代表者に了解を得ておく事。

例) A小学校の区域の子供が、B小学校のBチームに入部したい時は、あらかじめA小学校Aチームの監督に声掛けはしておく事。本人の保護者でなくても、Bチームからでも良い。(後日のトラブル防止のため)

- 2) KSBLに登録をしていない者(他リーグからの転部)は、連盟としての拘束力は無いが、トラブル防止のため受け入れチーム代表者が該当チームの代表者(部長)に了解を得ておく事。(後日のトラブル防止のため是非実行しておく事)

3、登録実績のある部員の転部

- 1) 受け入れ側代表者及び、送り出し側代表者(転部)を同意した旨を、定形文書にて連盟執行部事務局へ提出する事。双方の同意が認められれば転部を許可する。
- 2) 1チームだけの同意がある場合は、転部は自由であるが、連盟執行部事務局は、登録用紙に承認印を押し印しない。転部は自由であるが登録書に承認印の無い選手は、登録書が必要な試合には全て出場出来ない。

かかる問題を度々起こすチームに対し、連盟執行部又は理事長は理事会を招集し、その決定により代表者又は監督の交代登録を命じる事も有り得る。

付) 定形フォームは同意書とは別に定める。(KSBL 帳票 A-1)

以上